

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 17 日

熊本県知事 殿

提出者

住所 熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地

氏名 不二ライトメタル株式会社

代表取締役社長 山ノ上 利充

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0968-78-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 事業場の名称 | 不二ライトメタル株式会社 |
| 事業場の所在地 | 熊本県玉名郡長洲町長洲2168番地 |
| 計画期間 | 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで |

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

| | |
|-----------------|--------------------------|
| ①事業の種類 | 2700 非鉄金属製造業 |
| ②事業の規模 | 28,341百万円 (令和6年度 売上高) |
| ③従業員数 | 491名 (令和7年4月1日時点 本社従業員数) |
| ④産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別紙のとおり |

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| 【前年度（6年度）実績】 | | | | | | | | |
|--|----------|----------|-----------------|---------|---------|----------|---------|--------|
| ① 現状 | 産業廃棄物の種類 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 廃プラスチック類 | 木くず | 金属くず |
| | 排出量 | 750.05 t | 518.66 t | 13.05 t | 7.46 t | 62.08 t | 71.12 t | 0.52 t |
| ② 計画 | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 水銀使用製品 産業廃棄物 | 廃電池類 | 廃消火器 | | | |
| | 排出量 | 3.37 t | 0.10 t | 0.06 t | 0.00 t | | | |
| (これまでに実施した取組) | | | | | | | | |
| ○廃液処理設備の適正運転による汚泥発生量の低減 ○生産設備の適正運転による廃油発生量の低減 | | | | | | | | |
| 【目標】 | | | | | | | | |
| ② 計画 | 産業廃棄物の種類 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 廃プラスチック類 | 木くず | 金属くず |
| | 排出量 | 800.00 t | 500.00 t | 10.00 t | 10.00 t | 60.00 t | 70.00 t | 1.00 t |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 水銀使用製品 産業廃棄物 | 廃電池類 | 廃消火器 | | | |
| | 排出量 | 3.00 t | 0.10 t | 0.06 t | 0.00 t | | | |
| (今後実施する予定の計画) | | | | | | | | |
| ○廃液処理設備の適正運転による汚泥発生量の低減（継続実施） ○生産設備の適正運転による廃油発生量の低減（継続実施） | | | | | | | | |

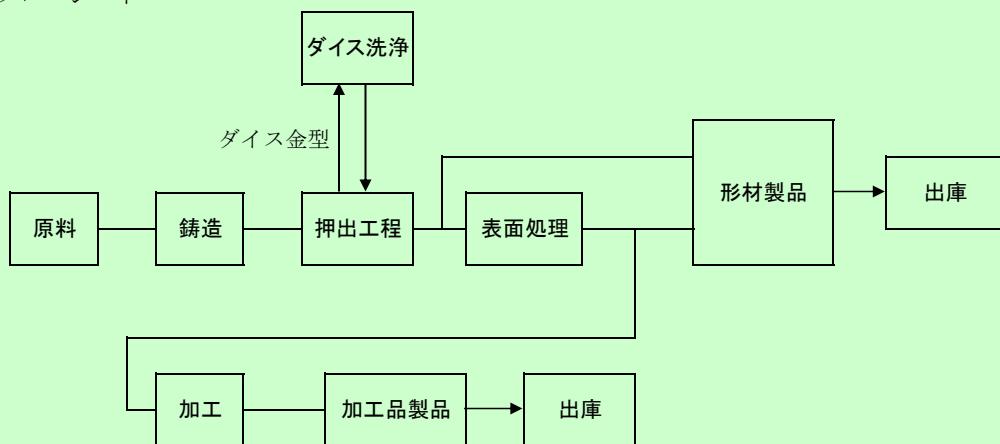
産業廃棄物の分別に関する事項

| ① 現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
|---------|---|
| | ○廃プラスチック類：ビニール製梱包材等の廃材の分別を行い、最終処分量の低減を行っている。 ○金属くず：スクラップを分別し、有価物として売却している。また、産廃処理しているもの内、汚損の少ないものを有価物として、同じく売却している。 |
| ② 計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) |
| | 廃棄物の処分方法の検討や、処分方法に応じた分別を推進し、排出量や最終処分量の低減を目指す。 可能であれば、リサイクル及び有価売却への転換を進める。 例) 産廃として処分する予定であった金属くずを分別して、汚損の少ないものについては売却を行う。 |

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

製造フローシート



廃棄物処理フローシート（一部抜粋）

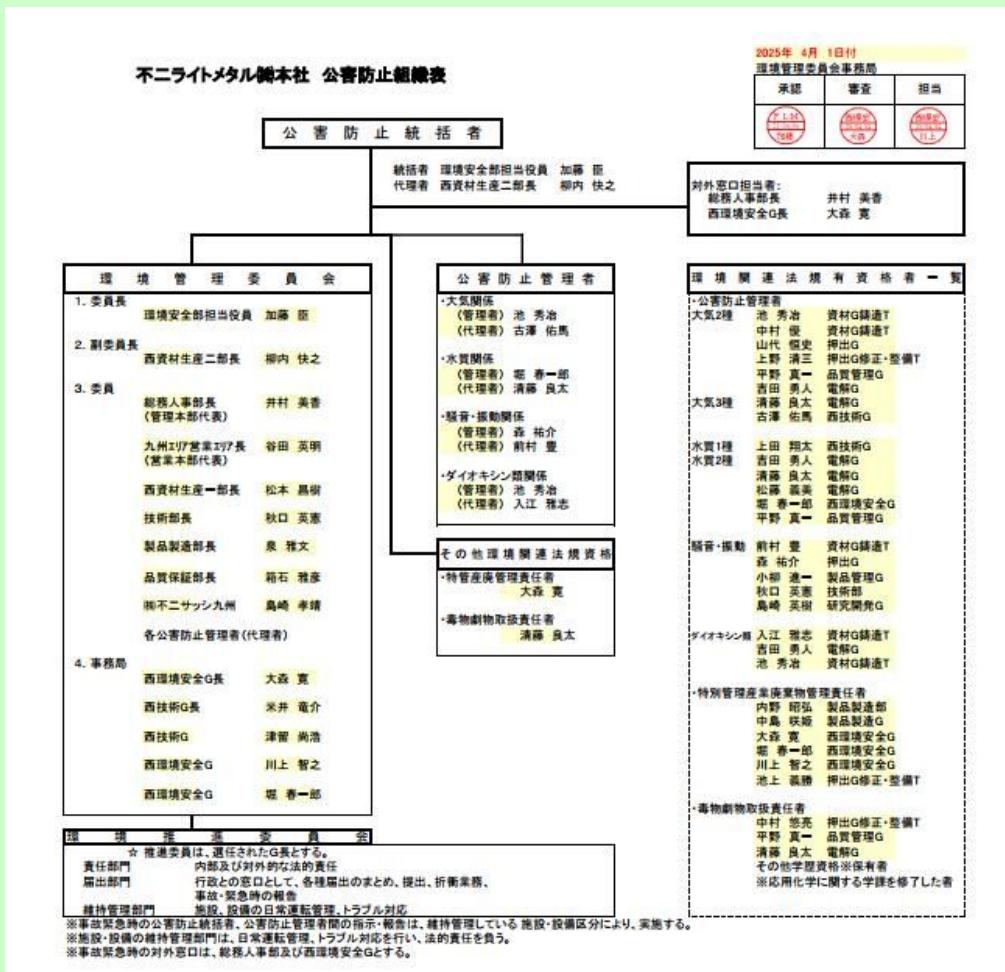
| 発生源 | 廃棄物の種類 | 委託先処理方法（一例） |
|--------|-------------|--|
| 表面処理工程 | 汚泥 | 焼却処理後、セメント原料として再利用 造粒固化後、路盤材原料として再利用 管理型埋立処分 |
| | 廃油 | 燃料（製品）化処理 焼却処理 |
| | 廃酸 | 中間処理（中和または混合）後、セメント原料として再利用 |
| | 廃アルカリ | 混合処理後、セメント原料として再利用 |
| 鋳造工程 | 汚泥 | 造粒固化後、路盤材原料として再利用 |
| 全工場 | 汚泥 | コンクリート固化後、セメント原料として再利用 |
| | 廃プラスチック類 | 圧縮処理後、圧縮・固化（固体燃料化）処理 焼却処理後、管理型埋立処分 |
| | 廃油 | 中間処理（破碎・圧縮梱包）後、セメント原料として再利用 燃料（製品）化処理 焼却処理 |
| | 木くず | 破碎処理後、発電用燃料として再利用 |
| | 金属くず | 焼却処理後、路盤材原料として再利用 |
| | ガラスくず | 管理型埋立処分 |
| | 水銀使用製品産業廃棄物 | 中間処理（破碎・分別）後、再資源化 |

第 2 面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 について

管理体制(廃棄物処理に関する管理組織等)

| | |
|---------|---|
| 責任者 | 環境安全部担当役員(公害防止統括者) |
| 管理組織 | 環境管理委員会 |
| 廃棄物管理担当 | 組織名 環境安全部 西環境安全グループ 組織人数:3人 |
| 役割 | 環境・廃棄物処理に関する検討 計画的な廃棄物の運営管理を行う上で必要な事項を検討する 委員長 — 環境安全部担当役員(公害防止統括者) 副委員長 — 環境安全部長 委員 — 関係部長 事務局 — 環境安全部 西環境安全グループ |
| | 廃棄物処理計画の策定 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 委託処理業者・収集運搬業者との委託契約の締結 委託処理業者・再生利用業者の調査、選定 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付及び管理 廃棄物管理者の設置 監督官庁への各種報告 社員に対する教育・啓蒙 その他関連する諸事項の手続き業務 |

廃棄物管理組織図



※事故緊急時の公害防止統括者、公害防止管理者間の指示・報告は、維持管理している施設・設備区分により、実施する。
※施設・設備の維持管理部門は、日常運転管理、トラブル対応を行い、法的責任を負う。
※事故緊急時の对外窓口は、総務人事部及び西環境安全Gとする。